

感染症対策に関する予防計画の改定などについて

資料2

◎新型コロナへの対応を踏まえ、今後の感染症の発生及びまん延に備え、感染症対策の一層の充実を図るため、R4年12月に感染症法が改正され、主に下記の措置が講じられた。

①都道府県は、連携協議会を設置・運営し、連携協議会での協議を踏まえ、予防計画を改定

[設置者] 都道府県

[構成員] 都道府県、保健所設置区市、感染症指定医療機関、医師会、消防機関その他関係機関など

[目的] 関係機関の意思疎通、情報共有、連携の推進

[取扱事項] 入院調整、医療人材確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などを平時から議論・協議

②都道府県の予防計画を踏まえて、**特別区・保健所設置市は予防計画を新たに策定**

③関係機関等に対する都道府県知事の総合調整権を明確に位置付け、対策を拡大

④都道府県知事の区市町村長からの情報収集権が創設

(都道府県により患者の個人情報やクラスター発生状況等の情報収集を法的に裏付け)

感染症予防計画

1.感染症予防計画の概要

- ・これまで予防計画は、感染症法及び国の基本指針に基づき、都が策定(直近は平成30年3月に改定)
- ・感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策、医療提供体制の確保等について記載

2.感染症予防計画の策定

- ・感染症法の改正を踏まえ、国において基本指針、関係政省令通知等を改正(R5年5月26日)

都道府県	保健・医療提供体制に関する記載事項の充実 医療提供体制の確保についての数値目標の設定(※)
保健所設置区市	感染症発生予防・まん延防止のための施策、検査体制、物資の確保、保健所の体制整備等の事項を新たに記載 検査体制、物資の確保、保健所の体制整備等について数値目標の設定(※)

※対応する感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とし、現に対応し、これまでの教訓を生かせる新型コロナ対応での最大値の体制を踏まえ数値目標を設定。想定を超える事態の場合は国の判断の下、目標の柔軟な変更を検討

- ・下記計画との整合性を図る

①医療計画(医療法)

②行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

③地域保健基本指針に基づき保健所設置区市等が新たに策定する健康危機対処計画(地域保健法)

- ・都及び保健所設置区市の予防計画はR6年4月1日施行(R5年度中に策定・改定)[計画期間は6年]